

一宮市老朽空き家解体工事費補助における 完了実績報告書の提出書類

報告期限は工事完了日から 30 日以内又は当該年度の 2 月末日までのいずれか早い時期になります。なお、書類審査・訂正完了後に受付（完了報告日）となりますので、期限に余裕をもって提出してください。

図書の種類	摘 要
<input type="checkbox"/> 老朽空き家解体工事 完了実績報告書	様式第 10 号。ウェブサイトからダウンロード可。
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し	契約書の 契約日 及び 着手日 は補助金交付決定通知の交付日以降であること。 契約書には印紙税法上、契約額に応じた収入印紙の貼付が必要。 契約日の完成日を過ぎて工事を完了した場合、新たに業者との変更契約が必要。 <u>申請時から解体工事業者を変更する場合、建設業の許可もしくは解体工事業登録をしている業者と契約すること。</u>
<input type="checkbox"/> 請求書又は領収書の写し	契約業者が発行したもの。 <u>申請時の見積書と請求書等に相違がある場合、見積書又は契約金額の内訳書の添付が必要。</u>
<input type="checkbox"/> 工事後の写真	完了時が確認できる写真（2、3 枚程度）の添付が必要。 ※完了時の写真は、建物を除却したことが確認できるよう、工事前の写真と同じ位置から撮影すること。
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票（マニフェスト） A 票の写し又はこれにかわるもの	解体工事に伴い排出される産業廃棄物について、それぞれの処理終了後にマニフェストを受取り、適正に廃棄物が処理されたかを確認するものであるため、A 票の写し以外の B 2、D、E 票のいずれかの管理票の写し、電子マニフェスト受渡確認票の添付でも差し支えない。 ※今回の解体工事に伴い排出される全ての産業廃棄物について添付が必要。
<input type="checkbox"/> 建設リサイクル法の届出の 受領証の写し	床面積 80 ㎡以上の解体工事においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)(建設リサイクル法)の届出の受領証の写しの添付が必要。
<input type="checkbox"/> その他	申請手続き上必要に応じて提出をお願いする書類。 例：木造住宅解体工事事業計画、契約金額の変更に伴う内訳書など

次のいずれかに該当する変更が生じた場合は、『補助金交付変更申請書』の提出が必要です。

1) 補助金の額の変更 2) 申請者の変更

また、工事を中止する場合は、『中止届』の提出が必要です。

※変更が生じた場合や、工事を中止する場合は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。